

氏名	オウ 王	シ 志	アン 安
学位(専攻分野)	博士(法学)		
学位記番号	法博第16号		
学位授与の日付	平成8年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
研究科・専攻	法学研究科公法専攻		
学位論文題目	国家形成と承認制度の法的機能		

論文調査委員 (主査) 教授 安藤仁介 教授 位田隆一 教授 杉原高嶺

論文内容の要旨

まず第一章は、この論文の目的を明らかにする。すなわち、この論文は、国家の形成(成立)にかかわる国際法の規則を検討することを目的としているが、検討に際して、いわゆる承認(国家承認)制度がどのような機能を果たすか、とくに国際社会の組織化が国家の形成と承認の関係にどのように影響してきたか、に注目している。

ついで第二章では、伝統的な国際法における国家の形成と承認の関係が考察される。伝統的な国際法の基盤となった16～17世紀以降のヨーロッパ国際社会においても、オランダやギリシャ、ベルギーの独立のような新国家の形成が見られた。しかし、これらの国家形成は歴史的な現象または政治的な事実として把握されたのであって、これに関する国際法の規則はあまり問題とされず、また承認もさほど議論の対象とはならなかった。国家形成と承認の関係が問題とされるのは、むしろアメリカの独立や中南米諸国の独立を機に、国際社会が非ヨーロッパ世界に拡大され、これらの新国家やアジアの諸国家が国際法の適用対象に含められてゆく過程においてであり、そこでは承認が国家を既存の国際法秩序に参入させる機能を果たしたのである。その意味で、承認は新国家の国家性(国家としての要件を具備していること)を認定する機能をも持ち合わせた、といえよう。概していえば、伝統的な国際慣行は、一定の領域に対する実効的な支配を確立した政治体に承認を与えてきた。だが、新国家を承認するか否かの判断が、個々の既存国家に委ねられたため、本国から分離独立した新国家を本国自身が承認しない場合には、本国との関係を配慮する既存国家は新国家の承認に踏み切らないことがある。これは伝統的な国際法が国家主権を重んじ、内政干渉を禁止したことにもよる。また、承認は義務的なものではなかった。その結果、伝統的な承認制度は個別的・主観的かつ政治的に運用され、国家形成にかかわる客観的かつ整合性のある規則を作り出せなかったのである。もっとも、複数の既存国家が同時に新国家に承認を与える「集合的承認」が試みられた事例は、存在しないわけではない。ただしこうした事例は、個別的な承認行為を束ね合わせたものに過ぎず、承認制度の個別的運用が国際社会にもたらす混乱を防ぐことはできなかった。のちには、一定の領域に対

する実効的な支配を確立した政治体の承認を既存国家に義務づける学説も登場したが、諸国家の慣行には取り入れられなかった。

これに対して第三章は、国際社会の組織化が国家形成と承認にどのように影響したか、を検討する。すでに国際連盟期において、連盟の加盟手続と国家承認を結合させる動きが見られたが、国際連合期に入ると、この傾向はますます顕著となった。つまり国際組織の加盟国となるのが、国家承認に類する機能をもつと認識されるようになったのである。ことに国際連合憲章に規定する民族自決権が、1960年以後「非植民地化」の趨勢と結びつくことによって、アジア、アフリカの旧植民地は次々に新国家として独立し、国際連合の加盟国となった。この過程において国際連合総会は、いかなる領域が国家となるべきかを指定し、その独立を促進した。それは、(1)伝統的な個別国家による新国家の承認に替えて、世界的な国際組織が国家性の認定に当たるわけであり、その認定は普遍性をもつ、(2)かつては、本国から分離独立した新国家が、自らの国家形成を既存国家により承認されなければならなかったのに対し、植民地の住民は自決権の主体として、国家形成の「権利」を認められる、(3)そして、かつてのように新国家の形成が歴史的な現象や政治的な事実として扱えられるだけでなく、国家形成に関して国際法が積極的に関与する、ことを意味する。ここでは、国家形成に関して承認の果たすべき機能は、大幅に減少している。また、ナミビアやパレスチナの場合には、一定の領域に対する実効的な支配という伝統的な基準も、これら主体の国家性・準国家性を認定する妨げとはされなかったのである。

こうして国際社会の組織化は国家形成と承認の関係に大きな影響を与えたが、そのことは非植民地化以外の形態による新国家形成の場合、とくに伝統的な分離独立による国家形成の場合にも当てはまるか、これが第四章の課題である。国際連合の下でも、カタンガやビアフラのように、内乱による分離独立が問題となった事例はある。しかしいずれの場合にも、圧倒的多数の加盟国はこれを国内事項と見なし、国際連合は容喙しなかった。また、一方的独立宣言を発した南ローデシア、南アフリカが樹立したトランスケイ、トルコが承認した北キプロスに対しては、国際連合は人権無視、自決権の篡奪、主権・独立の侵害などの理由により、加盟国がこれらを承認しないように要請した。国際連合の下で分離独立が成功した唯一の事例はバングラデシュであるが、これは地理的隔離、パキスタンによる搾取と人権抑圧、インドの介入などのほか、多数の既存国家が与えた承認がその要因であった。さらにエチオピアからのエリトリアの分離独立は、長年にわたる内乱のもたらした既成事実が国際連合監視下の住民投票によって確認されたにすぎない。したがって非植民地化以外の形態による新国家形成について、非植民地化による新国家形成の場合のような整合性のある結論を引き出すことは不可能である。ただし、たとえ一定の領域に対する実効的支配という伝統的な基準が満たされていても、その支配が国際連合憲章に規定する上記の諸原則と相容れない場合には、国際社会は不承認でもってこれに対処したのである。

以上の分析を踏まえて、最後の第五章では、旧ユーゴの分裂過程における承認の機能が検討される。旧ユーゴ連邦を構成する各共和国の分離独立権については、憲法の前文に規定があったが、その解釈適用をめぐる共和国間の対立は1990年代に入って激化し、1991年6月、スロベニアとクロアチアは一方的な分離独立を宣言した。これに対してセルビア系の連邦軍が軍事介入を計り、内戦状態のなか、マケドニアとボスニア・ヘルツェゴビナも独立宣言を出すに至った。当初、民主的な統一ユーゴの参加を希望していた

EC 諸国政府は、連邦政府の領土保全の主張に理解を示していたものの、こうした事態に対処するため同年9月ハーグで平和会議を開いた。さらに12月、EC 12カ国の外相はブラッセルで「東欧とソ連における新国家承認の指針宣言」およびユーゴに関する宣言を採択し、そのなかで国際連合憲章やヘルシンキ宣言等の諸規定とくに人権や少数者の権利保護にかかわる約定の受け入れを要請した。これ以後ドイツを皮切りに、EC や他の諸国はスロベニア等の承認に踏み切った。他方、国際連合においては新ユーゴ（セルビアとモンテネグロ）の抗議にもかかわらず、旧ユーゴは分裂解体したものと見なされ、旧ユーゴ連邦の各共和国はすべて新規加盟手続をとるよう求められた。このように旧ユーゴの解体過程において、新国家の承認は形式上は個別的になされたが、明確な共通の基準に基づいていた。また、旧ユーゴとの国家的継続性に関する新ユーゴの主張は国際連合によって否定されたのであって、これを国際社会の統一的な不承認と見ることもできよう。

結論として、国家形成にかかわる伝統的な国際法の規則は、個別国家による承認を介した消極的な性格のものであったが、国際連合の非植民地化活動に象徴される国際社会の組織化の影響を受けて、国際法はきわめて積極的に国家形成にかかわるようになった。非植民地化以外の形態による国家形成とくに分離独立による国家形成については、そのように積極的なかわり合いは認められない。しかしそこでも、「自決」や「人権」といった国際社会の共通基準が、個別国家による承認のありかたに次第に強く反映されてゆく傾向を認めることができるのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、国家の形成にかかわる国際法の規則を承認制度の機能という視点から明らかにしようと試みた、きわめて意欲的な研究であり、その成果は以下の三点において大いに評価できる。

第一に本論文は、国家“形成”という側面から「承認」の機能を分析した点において、国際法の研究に新しい視角を加えたものである。これまでの国際法学では、国家の形成過程に対する関心は必ずしも高かったとはいえ、むしろ国家の存在を所与の前提として国家間の諸関係を検討することに重点がおかれてきた。承認制度もまた、一定の領域に実効的支配を樹立した新国家が既存国家により国際社会への参入を認められる手続として注目されてきた。だがそれと並んで、承認は新国家の形成を確認する機能をも果たしてきたのであって、その点に着目したことが本論文の第一の特色である。

第二に本論文は、国際社会の組織化が国家形成と承認の関係に大きな影響を及ぼしたことを的確に指摘した。国際組織の発達に伴って、国際連盟や国際連合への加盟が承認に類する法的効果をもつに至ったこと、とくに非植民地化の展開過程において国際連合が「自決権」を普遍的な基準として適用し、従属地域の住民に国家形成の“権利”を与え、この権利を行使した新興独立諸国に加盟国の地位を認めたこと、領域に対する実効的支配を樹立していないナミビア等についても国家性を付与したこと、そしてこうした動きのなかで伝統的な承認の機能が大幅に縮小したことを明白に指摘した点が、本論文の第二の特色である。

第三に本論文は、非植民地化以外の形態による国家形成とくに分離独立の場合に承認の機能がいかなる影響を受けるかについて、意欲的かつ丹念に検討した。とりわけ国際連合内部における諸加盟国の実行や旧ユーゴの分裂過程の詳細な分析を通じて、分離独立に関する国際社会の対応が慎重であり、原則的には

伝統的な承認制度が機能すること、そのなかで諸国家が自決や人権の尊重を共通の基準として協調的に対応する傾向がうかがえることを明らかにした点は、本論文のもう一つの特色である。

上記の三つの特色は、従来の研究では十分に認識されていなかったところであり、それを実証的かつ体系的に解明し、また社会学的な見地からの分析をも加えることによって、国際法学における承認制度の研究に新たな視座を築いたことは、本論文がこの分野で成し遂げた重要な学問的業績とすることができる。本論文における伝統的な承認制度の分析や分離独立の個々の事例の検討に、問題点がないわけではない。しかしながら、うえに述べた諸特色はそうした欠陥を補って余りある成果を示している。

以上により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成八年二月九日に調査委員三名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。